

広島県告示第九百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり決定する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十一年十一月十六日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年十一月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

整理 番号	道路の種類 及び路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
三三九	県道飯田吉行 線	東広島市西条町吉行一五一 二番一地从り 東広島市西条町吉行一七九 九番一地从りまで	二五・一〇 〇 四六・二 〇	七〇二・〇 〇	